

87 財團法人の理事就任等認可に関する件に付各地方長官へ
通牒
〔昭和十九年八月〕

発国四五六号
定決裁
八月二十二日 文書課長 発
送 8月1日 (注記1)
起案者 (神麻) (注記1)

昭和十九年八月二日起案

中等教育課長 (岡田)

国民教育局長 (阿原)

次官 (藤野) 青少年教育課長 (里見)

文書課長 (中根)

(寺中)

(藤川)

(宮澤)

(日路)

(中村)

(中村)

(印)

(又ハ主務官庁)ノ認可(又ハ承認)又ハ監督ヲ受ケシムルコ

トト為シタル、左記事項ニ闕シテハ自今貴官ニ於テ処理又ハ監

督スベキコトト致シタルニ付現行ノ定款、寄附行為又ハ信託約

款中ニ此等ノ事項ヲ文部大臣(又ハ主務官庁)ニ於テ認可、承

認又ハ監督スベキ旨ヲ定メタルモノニ付テハ夫々貴官ニ於テ之

ヲ為スベキ旨変更ノ措置ヲ執ラシムル様御指導相成度

追テ〔中等〕学校〔等〕維持財團ノ寄附行為ニ付テハ別紙ニ依

リ御指導相煩度為念

記

一、理事又ハ其ノ他ノ役員ノ就任若〔ク〕ハ解任ノ認可又ハ承

認
〔抹消〕

二、信託ト為シタル基本金ノ管理ノ監督

三、其ノ他文部省関係許可認可等臨時措置令施行規則第四条

第三号ニ依リ文部大臣ニ留保セラレタル事項以外ノ認可

又ハ承認

〔百枚程印刷願ヒマス〕

備考

本件ハ許可認可等臨時措置令並ニ同施行規則ニ基キ行政事務ノ簡素化ヲ図ル為メ〔中等学校等〕法人事務ノ一部ヲ地方

長官ニ委譲セントスルモノニ有之

〔以下参考〕

勅令第三百五十一号(昭和十九年五月二十日公布)

許可認可等臨時措置令

第一条 本令ニ於テ現行規定トハ法令ノ規定ニシテ本令施行ノ

際現ニ行ハルモノヲ總称ス

本令ニ於テ許認可トハ許可、認可、免許、認許、特許及承認

ヲ總称ス

本令ニ於テ官庁トハ官庁ニ非ザル官衛ノ長ヲ含ムモノトス

本令ニ於テ中央行政官庁トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

内閣總理大臣 各省大臣 各省ノ總局長官 情報局總裁 技術院總裁 神祇院總裁 防空總本部長官 專売局長官 軍事保護院總裁 馬政局長官 食糧管理局長官 企業整備本

部長 通信院總裁

本令ニ於テ地方行政官庁トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

地方長官 警視總監 財務局長 地方專賣局長 営林局長 地方鉱山局長 軍需省ノ事務所ノ長 地方燃料局長 鉄道局長 海運局長 遷信局長

本令ニ於テ地方行政協議會長トハ戰時行政職權特例第六条ノ都府県長官ヲ謂フ

第一条 地方行政官庁ガ現行規定ニ依リ受クベキ其ノ上級官庁トシテノ中央行政官庁ノ監督上ノ許認可ハ當分ノ内之ヲ受クルコトヲ要セズ

前項ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ハ事項ヲ指定シ同項ニ掲グル其ノ許認可ノ職權ノ全部若ハ一部ヲ地方行政協議會長ヲシテ行ハシムル旨ノ定ヲ為シ、当該許認可ノ全部若ハ一部ヲ要セズ報告等ヲ以テ足ル旨ノ定ヲ為シ又ハ特別ノ必要アルモノニ付テハ当該許認可ノ全部若ハ一部ヲ受クベキ旨ノ定ヲ為スコト

第三条 前条ノ規定ハ都道府県ニ對シ其ノ監督官厅トシテ現行

規定ニ依リ中央行政官厅ノ為ス許認可（東京都制、北海道会

法、北海道地方費法、府県制、地方税法、地方学事通則、罹

災救助基金法、北海道罹災救助基金法又ハ沖縄県罹災救助基

金法ニ基ク許認可ヲ謂フ）ニ之ヲ準用ス

〔加筆〕〔加筆・朱線〕第四条 人又ハ法人ガ現行規定ニ依リ受クベキ中央行政官

序ノ許認可（神社ニ係ル許認可、官厅其ノ他ノ行政厅トシテ

受クベキ許認可及都道府県ニ對スル前条ノ許認可ヲ含マズ公

立学校ニ係ル許認可ヲ含ム）ニ付テハ其ノ職權ハ當分ノ内左

ノ各号ニ定ムル行政官序之ヲ行フ

一 許認可ノ申請ニ付現行規定ニ經由官厅ノ定アル場合ニ於

テハ左ノ行政官序

（イ） 地方行政官厅ガ經由官厅ナルトキハ當該地方行政官序

（ロ） 其ノ他ノ場合ニ於テ地方長官ノ下級官厅ガ經由官厅ナ

ルトキハ當該地方長官、地方長官以下ノ地方行政官序

ノ下級官厅ガ經由官厅ナルトキハ當該地方行政官序

二 前号ノ場合ヲ除クノ外許認可ヲ要スル事項ノ主タル關係

地ヲ管轄スル地方長官但シ當該事項ガ地方長官以外ノ地方

行政官序ノ所管事項ニ該当スルモノナルトキハ主タル關係

トキハ主タル關係地ヲ管轄スル地方長官及當該地方行政官

ノ各号ニ定ムル行政官序之ヲ行フ

三 前二号ノ規定ニ拘ラズ主務大臣特ニ地方行政協議會長其
ノ他ノ行政官序（中央行政官序ヲ除ク）ヲ指定シタルトキ
ハ當該行政官序

前項ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ハ事項ヲ指定シ同項ニ掲タル許
認可ノ全部若ハ一部ヲ要セズ届出、報告等ヲ以テ足ル旨ノ定ヲ為シ、當該許認可ノ
全部若ハ一部ヲ要セズ届出、報告等ヲ以テ足ル旨ノ定ヲ為シ

又ハ特別ノ必要アルモノニ付テハ當該許認可ノ全部若ハ一部
ヲ受クベキ旨ノ定ヲ為スコトヲ得

第五条 第二条第二項（第三条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下
同ジ）

又ハ前条第一項ノ規定ニ依リ中央行政官序ノ許認可ノ職權ヲ
他ノ行政官序ヲシテ行ハシムル場合ニ於テハ當該許認可ノ職

權ニ關聯スル左ニ掲タル職權ニシテ現行規定ニ依リ中央行政

官序ノ職權ト定メラレタルモノハ當該行政官序之ヲ行フ

一 更正許認可

二 許認可ニ對スル条件又ハ制限ノ附加及許認可ノ有効期間
ノ指定並ニ其ノ變更

三 免許料其ノ他許認可ニ關スル手數料ノ徵収

四 免許状、許可証ノ類ノ發給、書換其ノ他之ニ關スル手続
上ノ措置

五 詐欺又ハ錯誤ニ基ク許認可ノ取消及之ニ伴フ原状ノ回復
其ノ他ノ措置ニ係ル命令

六 関係各序トノ協議、指示、關係人ノ意見書ノ受理其ノ他
ノ許認可ノ処分ノ為又ハ其ノ処分ニ伴ヒ必要ナル手続上ノ

措置

許認可及官庁職員ノ共済組合ニ対スル許認可

七 許認可ノ処分ノ為又ハ其ノ処分ニ伴ヒ必要ナル臨検検査

又ハ報告、資料等ノ徵収

八 前各号ニ掲タルモノノ外主務大臣ノ指定シタル職権
前項ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ハ事項ヲ指定シ同項ノ規定ニ依
リ中央行政官庁以外ノ行政官庁ヲシテ行ハシムベキ職権ノ全
部若ハ一部ニ付中央行政官庁之ヲ行フ旨ノ定ヲ為シ又ハ當該
行政官庁ノ外中央行政官庁モ亦之ヲ行フ旨ノ定ヲ為スコトヲ
得

第六条 第四条第一項又ハ前条第一項ノ規定ニ依リ中央行政官
序ノ職権ヲ他ノ行政官庁ヲシテ行ハシムル場合ニ於テハ中央
行政官序ノ職権ニ係ル命令ノ罰則ノ適用ニ付テハ當該行政官
序ハ之ヲ中央行政官序ト看做ス

第七条 主務大臣ハ第二条乃至第五条ノ規定ニ依ル許認可ノ廢
止又ハ許認可ニ関スル職権ノ委譲ニ伴ヒ特ニ必要アリト認ム
ルトキハ當該許認可ニ関聯スル他ノ現行規定ニ対シ必要ナル
特例ヲ設クルコトヲ得

第八条 本令ハ左ニ掲タル許認可ニ付テハ之ヲ適用セズ

一 陸軍大臣、海軍大臣又ハ司法大臣ノ所管事項（此等ノ大
臣ト他ノ大臣トノ共管ニ属スルモノヲ含ム）ニ係ル許認可
(第七号ニ掲タル法人以外ノ法人ニ対スル民法第一編第二
章ノ規定ニ基ク許認可ニシテ司法大臣ノ所管ニ属スルモノ

ヲ除ク)

二 官吏服務紀律ニ依ル許可其ノ他官庁職員ノ服務ニ関スル

四 特許權其ノ他ノ工業所有権、著作権又ハ出版権ニ係ル許
認可

五 医師、歯科医師、薬剤師又ハ獣医師ノ免許

六 学位令、中等学校令、青年学校令、盲学校及聾哑学校令
又ハ私立学校令ニ規定スル許認可及大学、高等学校、専門
学校又ハ此等ノ学校ニ準ズベキ各種学校ニ係ル大学令、高
等学校令、専門学校令又ハ私立学校令ニ基ク許認可

七 特別ノ法令ニ依リ設立セラルル法人（法令ニ設立委員ノ

任命其ノ他行政官庁ノ直接ノ処分ニ基ク設立ノ規定アル法
人、法令ニ行政官序ノ命令ニ依ル設立ノ規定アル法人、法
令ニ地区又ハ区域ニ関スル規定アル法人及法令ニ全国ヲ通
ジテ一箇トスル旨ノ規定アル法人ヲ含ム）ニシテ其ノ目的
トスル事業ガ内地（権太ヲ除キタル場合ヲ含ム）全般ニ亘
ルモノ、其ノ目的トスル事業ガ内地以外ノ地域ニ涉ルモノ
又ハ其ノ目的トスル事業ガ内地以外ノ地域ノミニ係ルモノ
ニ対スル（其ノ役職員ニ対スル場合ヲ含ム）当該法令ニ基
ク許認可及当該法令ニ基キ此等ノ法人ニ対スル地方税ノ賦
課ニ関シ都道府県市町村其ノ他之ニ準ズベキモノガ受クベ
キ許認可

八 中央行政官序ノ直接ノ管理ニ属スル土地、工作物、物件、
権利若ハ施設ノ利用等ニ付又ハ中央行政官序ノ機密事項其

ノ他中央行政官庁ニ於テ公ニセザル事項ノ出版、新聞紙掲載ニ付其ノ管理者トシテ中央行政官庁ノ為ス許認可

九 許認可ノ処分ニ付現行規定ニ委員会、審査会其ノ他ノモ

ノ（地方別ニ置カルルモノヲ除ク）ノ意見ヲ徵シ又ハ諮問若ハ議決ヲ經テ之ヲ行フコトヲ要スル旨ノ定アルモノ（事案ノ重要ナルモノニ付意見ヲ徵シ又ハ諮問若ハ議決ヲ經ルコトヲ要スル旨ノ定アルモノニ付テハ事案ノ重要ナラザルモノニ係ル許認可ヲモ含ム）

十 許認可ノ処分ニ付現行規定ニ朝鮮總督、台灣總督、滿洲國駐劄特命全權大使又ハ南洋序長官ト協議シテ之ヲ行フコトヲ要スル旨ノ定アルモノ其ノ他内地ト内地以外ノ地域トニ渉ル許認可

前項第七号ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ハ同号ニ掲グル許認可ノ一部ニ付本令ヲ適用スルコトヲ得

第九条 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外本令施行ニ関シ必要ナル事項ハ主務大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和十九年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ内地ニ之ヲ施行ス

第四条第一項ノ規定ニ依リ中央行政官庁ノ許認可ノ職権ヲ他ノ行政官庁ヲシテ之ヲ行ハシムル場合ニ於テ本令施行前中央行政官庁ニ対シ為シタル當該許認可ノ申請ニシテ中央行政官庁又ハ法令ニ定ムル經由官序（官序以外ノ經由機関ヲ含ム）ニ受理セラレタルモノノ處理ニ關スル職権及當該許認可（本令施行前許

認可ノ処分アリタルモノヲ含ム）ニ係ル第五条第一項ニ規定スル職権ニ付テハ主務大臣別段ノ定ヲ為シタル場合ヲ除クノ外仍従前ノ例ニ依ル

地方參事官等臨時設置制中左ノ通改正ス

第一条及第五条中「地方長官ニ属セシメタル職権」ノ下ニ「並ニ許可認可等臨時措置令ニ基キ戰時行政職権特例第六条ノ都府県長官トシテノ地方長官ニ属セシメタル職権」ヲ加フ

文部省令第三十四号

文部省關係許可認可等臨時措置令施行規則左ノ通定ム

昭和十九年五月二十九日

文部大臣 子爵 岡部長景

文部省關係許可認可等臨時措置令施行規則

第一条 許可認可等臨時措置令（以下令ト称ス）第二条第二項ノ規定ニ依リ特例ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 左ニ掲グル文部大臣ノ許認可ハ之ヲ受クルコトヲ要セズ文部大臣ニ報告スルヲ以テ足ル

(一) 国民学校令施行規則第二十八条ノ二、第三十六条、第三十八条第二項、第一百条第二項及第一百二十二条ノ規定ニ依ル認可

(二) 青年学校令施行第六十六条ノ規定ニ依ル認可

(三) 中学校規程第十五条及第三十二条ノ規定ニ依ル認可

(四) 高等女学校規程第十六条及第三十三条ノ規定ニ依ル認可

可

(五) 実業学校規程第二十条及第三十七条ノ規程ニ依ル認可

(六) 昭和十四年文部省令第四十九号ニ規定スル認可

(七) 図書館令第十条及図書館令施行規則第八条ノ規定ニ依ル認可

更ニ係ル認可

二 左ニ掲タル文部大臣ノ認可ニ付テハ現行規程ニ依ル

(一) 国民学校令施行規則第三十五条ノ規定ニ依ル認可

(二) 中学校規程第十四条ノ規定ニ依ル認可

(三) 高等女学校規定第十五条ノ規定ニ依ル認可

(四) 実業学校規程第十九条ノ規定ニ依ル認可

(五) 史蹟名勝天然紀念物保存法施行令第三条第二項ノ規定ニ依ル認可

第二条 地方学事通則第九条第二項ニ掲タル監督官庁ノ許可ハ

令第三条ニ於テ準用スル令第二条第二項ノ規定ニ依リ之ヲ受クルコトヲ要セズ文部大臣ニ報告スルヲ以テ足ル

第三条 令第四条第二項ノ規定ニ依リ左ニ掲タル文部大臣ノ許認可ニ付テハ現行規程ニ依ル

(一) 公立私立盲学校及聾哑学校規程第十条第一項第三号、

同条第二項第二条、第十一条第一項第三号、同条第二項

第二号及第二十二条第二項ノ規程ニ依ル認可

(二) 青年学校令施行規則第五十四条ノ規定ニ依ル認可及同令第五十一条第二項中名称ノ変更ニ係ル認可

(三) 中学校規程第二十二条第二項、同条第四項、第五十一

条及第六十一条第一項ノ規定ニ依ル認可並ニ同令第四十九条第四項中名称、修業年限、入学資格及生徒定員ノ変

(四) 高等女学校規程第二十三条第二項、同条第四項、第五

十一条及第六十六条第一項ノ規定ニ依ル認可並ニ同令第

四十九条第四項中名称、修業年限、入学資格及生徒定員

ノ変更ニ係ル認可

(五) 実業学校規程第二十八条第二項、第五十七条第一項及第七十条第一項ノ規定ニ依ル認可並ニ同令第五十五条第

四項中名称、修業年限、入学資格、学科、学級數及生徒

定員ノ変更ニ係ル認可

(六) 専門学校入学者検定規程第十一条ニ依ル指定ニ関スル規則第二条第二項ノ規定ニ依ル認可並ニ同条第一項中學

則及生徒定員ノ変更ニ係ル認可

(七) 教員保養所令第二条第二項及教員保養所設置廃止ニ関スル規程第一条第二項ノ規定ニ依ル認可

(八) 明治三十三年文部省令第十五号第四条第一項ノ規定ニ依ル認可

(九) 教科用図書検定規則第七条ノ規定ニ依ル文部省ノ承認

(十) 教員検定受験資格認定学校ニ関スル規則第三条ノ規定ニ依ル認可

(十一) 中学校高等女学校教員検定規程第七条第二号及中学校高等女学校教員無試験検定許可規程第八条ノ規定ニ依ル許可及認可

(十二) 実業学校教員検定ニ関スル規程第六条第五号及実業学

ル規則第二条ノ規定ニ依ル許可及認可

(五) 宗教団体法及宗教団体法施行令ニ規定スル認可

(六) 国宝保存法及国宝保存法施行規則ニ規定スル許可

(七) 重要美術品等ノ保存ニ関スル法律ニ規定スル許可

(八) 史蹟名勝天然紀念物保存法施行令第三条第一項ノ規定

ニ依ル認可

(九) 少年教護法第二十四条第一項但書ノ規定ニ依ル認可

(加筆
〔未書〕)
〔▽〕第四条 文部大臣所管事項ニ係ル事業ヲ行フ法人ニ対スル

民法第一編第二章並ニ文部大臣ノ主管ニ属スル法人ノ設立及監督ニ關スル規程（以下規程ト称ス）ニ規定スル文部大臣ノ許可、認可又ハ承認ニ關シ令第四条第二項ノ規定ニ依リ特例ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 本令施行後ニ設立セラルル法人及本令施行ノ際現ニ存ス

ル法人ニシテ左ニ掲グルモノニ対スル民法第一編第二章及規程ニ規定スル許可、認可又ハ承認ニ付テハ現行規定ニ依ル

(一) 大学、高等学校及専門学校ノ維持経営ヲ目的トスル法

人

(二) 教派、宗派及教団ノ維持並ニ其ノ聯絡提携ヲ目的トスル法人

育英事業ヲ目的トスル法人

(四) 大日本教育会、社団法人少国民文化協会、財団法人日本青年館、財团法人大日本職業指導協会、財団法人国民

教育研究所、財団法人聲啞教育福祉協会、財団法人実業

教育振興中央会、財団法人中央教化団体聯合会、財団法人勤労者教育中央会、財団法人日本女子会館、恩賜財团

大日本母子愛育会、財団法人社会教育協会、財団法人日本文化中央聯盟、財団法人大日本映画教育会、財団法人日本音盤協会、財団法人日本音樂文化協会、財団法人國際文化振興会、社団法人日本美術報国会、財団法人日本

図書館協会、日仏会館、日独文化協会、日伊文化協会、財団法人日独医学協会、財団法人大日本仏教会、財団法人在外邦人子弟教育協会、日本學術振興会、財団法人科學文化協会、財団法人民族學協会、財団法人資源科学諸学会聯盟、財団法人東京科学博物館後援会、財団法人帝國學校衛生会、私立中等學校恩給財團

二 本令施行後ニ設立セラルル法人及本令施行ノ際現ニ存ス

ル法人ニシテ左ニ掲グルモノニ対スル民法第三十四条及第七十二条第二項ノ規定ニ依ル許可並ニ民法第三十八条第二項及規程第四条ノ規定ニ依ル定款又ハ寄附行為ノ変更ニ係ル認可ニシテ法人ノ目的又ハ役員ノ構成ノ変更ニ關スルモノニ付テハ現行ノ規定ニ依リ民法第一編第二章及規程ニ規定スル其ノ他ノ認可又ハ承認ニ付テハ之ヲ受クルコトヲ要セズ文部大臣ニ報告スルヲ以テ足ル

(一) 大学、高等学校及専門学校維持経営ノ後援事業ヲ目的トスル法人

(二) 大学、高等学校並ニ専門学校ノ職員、学生、卒業生ノ親睦ヲ目的トスル事業ヲ行フ法人

(三) 前号(四)二掲グルモノヲ除キ学術技芸研究ノ振興ヲ目的

トスル事業ヲ行フ法人

文部省関係許可認可等臨時措置令施行規則施行
ニ関スル件

三 本令施行後設立セラルル法人及本令施行ノ際現ニ存スル
法人ニシテ左ニ掲グルモノニ對スル民法第三十四条及第七
十二条第二項ノ規定ニ依ル許可並ニ民法第三十八条第二項
及規程第四条ニ依ル定款又ハ寄附行為ノ変更ニ係ル認可ニ
シテ法人ノ目的又ハ役員ノ構成ノ変更ニ関スルモノニ付テ
ハ現行ノ規定ニ依ル

(一) 大学、高等学校及専門学校以外ノ学校ノ維持經營ヲ目
的トスル法人

(二) 第一号ニ掲グルモノヲ除キ其ノ目的トスル事業ガ内地
全般ニ亘ル法人

附 則

本令ハ昭和十九年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

(参照)

明治三十三年六月文部省令第十五号ハ教員免許状ヲ有セサ
ル者ヲ以テ教員ニ充ツルコトヲ得ルノ件及昭和十四年八月二
同第四十九号ハ青年学校ニ於テ唱歌用ニ供スル歌詞・楽曲
ニ関スル件ナリ

二 開

(一) 専科訓導ノ試験検定ニ於ケル指定科目以外ノ科目試験
ノ程度（国民学校令施行規則第百条四項但書）
(二) 学務委員ノ増員（同第百十八条）
(三) 幼稚園職員ノ復職又ハ業務停止解除（幼稚園令施行規
則第十四条ノ二十二）

昭和十九年五月二十九日

文 部 次 官

二 現行規定ニ依ル文部大臣ノ許認可事項ニシテ本令第四条
第一項ニ依リ地方長官ニ於テ許認可スベキモノト定メラレ
タル事項左ノ通りナルニ付留意サレタキコト

発文七一号

襄ニ公布相成タル許可認可等臨時措置令ニ基ク文部省関係許可
認可等臨時措置令施行規則本日文部省令第三十四号ヲ以テ公布
セラレ六月一日ヨリ施行ノコト、相成タル処右ハ中央官庁ノ許
認可等ノ事項ヲ出来得ル限り整理シ行政事務ノ刷新簡捷ヲ図ラ
ントスル趣旨ニ出デタルモノナルニ付之ガ趣旨御諒得ノ上委譲
セラレタル許認可権ノ執行其ノ他本令ノ運用ニ關シテハ特ニ別
記事項充分留意相成万遺憾ナキヲ期セラレ度此段及依命通牒

別 紙

許可認可等臨時措置令及文部省関係許可認可等臨時

措置令施行規則ノ施行ニ関スル留意事項

一 本令第二条第一項及第三条ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ要セ
ズ地方長官限り処理スベキコト、定メラレタル事項左ノ通
リナルニ付留意サレタキコト

(一) 盲聾啞学校ニ関スル左ノ事項

(イ) 予科、別科、研究科及選科生ニ関スルコト（公立私立盲学校及聾啞学校規程第八条）

(ロ) 名称、位置、生徒定員及開校年月ノ変更（同第十八条第二項）

(二) 青年学校ニ関スル左ノ事項

(イ) 位置及開校年月ノ変更（青年学校令施行規則第五十条第二項）

(ロ) 学則ノ変更（同第五十二条第二項）

(三) 中等学校ニ関スル左ノ事項

(イ) 授業日数ノ特例（中学校規程第十条、高等女学校規程第十二条第一項、実業学校規程第十二条）

(ロ) 高等女学校高等科及専攻科ノ授業日数（高等女学校規程第十二条第二項）

(ハ) 付設課程ノ教科及修練課程（中学校規程第十二条第二項、高等女学校規程第十三条第三項）

(二) 位置並ニ実業学校ノ開校年月ノ変更（中学校規程第四十九条第二項、高等女学校規程第四十九条第二項、実業学校規程第五十五条第四項）

(ホ) 授業料入学料等ノ徴収及其ノ額ノ変更（中学校規程第五十二条、高等女学校規程第五十三条、実業学校規程第五十八条）

(四) 専門学校入学者検定指定学校ニ関シ名称、位置及維持方法ノ変更（専門学校入学者検定規程第十一条ニ依ル）

(五) 指定ニ関スル規則第二条第一項

養護訓導養成指定学校ニ関シ其ノ目的、名称、位置、学則又ハ規則、生徒定員、校地、校舎、維持ノ方法及設立者ノ変更（国民学校令施行規則第一百四条第一号ノ学校又ハ養成所ノ指定ニ関スル規則第二条）

(六) 大学、高等学校又ハ専門学校ニ準ズベキモノヲ除キ専門学校入学者検定指定学校以外ノ各種学校ニ関スル目的、名称、位置及学則ノ変更（私立学校令施行規則第一条第二項）

(七) 図書館ニ関スル左ノ事項

(イ) 設立廃止（図書館令第七条第一項、図書館令施行規則第一条第一項）

(ロ) 設置者ノ変更（同第三条）

(ハ) 寺院等ノ寄付金又ハ負債募集ニ関スル左ノ事項

(イ) 二以上ノ府県ニ涉ル募集（明治三十一年内務省令第六号第三条第二項、第四条）

(ロ) <sup>加筆
朱書</sup>募集事項ノ変更（同第六条）

(九) 文部大臣所管法人ニ関スル左ノ事項

(イ) 大学、高等学校及専門学校以外ノ学校ノ維持経営財團（主トシテ中学校経営財團）及全国的ニ事業ヲ行フ法人ニシテ本令施行規則第四条第一号ニ掲グル以外ノモノニ対スル

(1) 定款又ハ寄附行為ノ変更ニシテ法人目的又ハ役員構成ノ変更ニ係ルモノ以外ノモノ（民法第三十八

条第二項並ニ文部大臣ノ主管ニ属スル法人ノ設立及

監督ニ関スル規程第四条)

(2) 財産処分(規程第五条)

(3) 新ナル義務負担又ハ権利抛弃(同右)

(4) 一時借入金以外ノ借入金(同右)

(5) 本令施行規則第四条第一号及至第三号ニ掲タル法人

以外ノ法人ニ対スル

(1) 設立(民法第三十四条、規程第一条)

(2) 定款又ハ寄附行為ノ変更(民法第三十八条第二項、

規程第四条)

(3) 財産処分(規程第五条)

(4) 新ナル義務負担又ハ権利抛弃(同右)

(5) 一時借入金以外ノ借入金(同右)

(6) 解散ノ場合ノ財産処分(民法第七十二条第二項、

規程第五条)

三 本令ノ解釈ニ関シ左ノ諸点ニ留意サレタキコト

(一) 本令ハ現行法令ノ規定ニ依ル中央行政官庁ノ許認可ニ

其ノ適用アルモノナルニ付訓令、通牒、告示、達等ニ規定セル許認可ニ適用ナキハ勿論、法人ノ定款又ハ寄附行為其ノ他ノ団体ノ團則等ノ中ニ規定セラレタル文部大臣ノ許認可事項等ニ付テハ適用ナキコト

(二) 本令ハ許可、認可、免許、認許、特許及承認ノ文字ヲ

使用セル許認可事項ニ適用アルモノナルニ付法令中ニ「指揮」「認定」「検定」「免許状ノ授与」「報告」「開申」

「届出」等ノ文字ヲ使用セル事實上ノ許認可事項ニ付キ其ノ適用ナキハ勿論、例ヘバ單ニ「申請」ノ文字ヲ使用

シタル中学校規程第四十九条第三項、第五十条第五項ノ実務科ノ設置廃止等ノ認可ニ付テモ本令ノ適用ナキコト

(三) 本令ニ謂フ中央行政官庁ノ許認可トハ第一条第四項ニ掲タル官庁ノ許認可ニ限ラレ又本令第四条ノ許認可ハ第一

一条第四項ノ中央行政官庁ト第五項ノ地方官庁トノ間ノモノニ限ラル、趣旨ナルヲ以テ人又ハ法人ガ地方長官ヨリ受クル許認可、官立学校長ガ中央行政官庁ヨリ受クル許認可、学生生徒ガ学校長ヨリ受クル許認可等ニハ本令ノ適用ナキコト

(四) 本令第二条ハ地方行政官庁ガ其ノ上級官庁トシテノ中央行政官庁ノ監督上ノ許認可ニ付適用アルモノナルニ付

例ヘバ教職員共済組合令施行規則第四十条第二項ニ規定スル場合ノ如ク組合支部ノ事務分掌者タル地方長官ニ対シ組合管理者トシテ為ス文部大臣ノ認可等ニハ適用ナキコト

(五) 本令第四条第一項ノ適用ニ關シ例ヘバ地方長官ガ道府県立学校ノ管理者トシテ受クベキ文部大臣ノ認可權(例ヘバ中学校規程第五十二条ノ規定ニ依ル授業料入学料等ノ徵収ノ認可)ガ地方長官ニ委譲セラルル場合ハ当然ニ當該認可ハ之ヲ要セザルモノト解スベキコト

(六) 本令第八条第一項第六号中前段ノ各勅令ニ「規定スル」許認可トハ各勅令ノ条項其ノモノニ許認可ヲ規定セル場

授業日数ノ特例	中								年 青				
	校	学	中	校	学	年	青	科、教授訓練期間、科目、時数ノ変更					
教員定数ノ減少及変更	授業料入学料ノ徵収	費用負担者又ハ設立者ノ変更	入学者選抜区域設定	名称、位置、修業年限、入学資格、生徒定員ノ変更	実務科ノ生徒数	生徒数ノ増加	歌詞樂譜ノ撰定	未検定教科書ノ一時使用	実務科ノ教科及修練課程	授業日数ノ特例	唱歌用二供スル歌詞樂譜	町村制ヲ施行セザル地域ノ青年学校ノ特例	
女規一一〇一	六一〇一	五二	五一	中規四九〇四	三三	二三〇四	二三〇二	一五	一二	中規一〇	昭一四、省令四九号	五四	青施五一〇二
四〇一	四〇二	四〇一	四〇二	四〇二	二〇	四〇二	四〇二	二〇二	四〇一	四〇一	二〇一	四〇二	四〇一
地方長官	大臣	地方長官	大臣	大臣	地方長官	大臣	大臣	地方長官	地方長官	地方長官	告大臣二報	大臣	地方長官
				位置ノ変更ヲ除ク	告大臣二報						告大臣二報	大臣	

其ノ他	実				女								高			
	入学者選抜区域設定	学級數ノ増加	歌詞樂譜ノ撰定	使用	未検定教科書ノ一時	授業日数ノ減少	教員定数ノ減少	授業料入学料ノ徵収	及変更	費用負担者又ハ設立者ノ変更	名称、位置、修業年限及入学資格生徒定員ノ変更	入学者選抜区域設定	高等科及専攻科ノ生徒数	生徒数ノ増加	歌詞樂譜ノ選定	未検定教科書ノ一時使用
三七	二八〇二	二〇	一九	実現一二	六六〇一	五三	五一	四〇二	四九〇四	三三	女規二三〇四	二三〇二	一六	一五	一一〇二	
二〇二	四〇二	二〇二	二〇二	四〇一	四〇二	四〇一	四〇二	四〇二	四〇二	二〇二	四〇二	二〇二	二〇二	四〇一	四〇一	
地方長官	大臣	地方長官	大臣	大臣	地方長官	大臣	大臣	地方長官	地方長官	地方長官	告大臣二報	大臣	大臣	大臣	大臣	地方長官
告大臣二報							位置ノ変更ヲ除ク	告大臣二報								

学校 指定 ノ 変更	養成 訓導 ノ 維持 方法、 校地、 校舎、 設立者	所養保 員、職員定員入退所 ノ規定 ノ変更	教員 設置廃止	通則 学事 本財産積立金ノ管理 ノ変更	地方 校長又ハ学校代表者	学定指檢專 生徒定員数及維持ノ 方法ノ変更	名称、位置、学則、 設立者ノ変更	教員定員数ノ減少	及 變更	授業料入学料ノ徵収	者ノ 費用負担者又ハ設立 者ノ変更	學校種類ノ 变更	校 學 業 限、入学資格、学科、 學級數、生徒定員ノ 变更
													名称、位置、修業年 度
百四 二		教規 一〇二	教令 二〇二	地方 九〇二	夕 二〇二	夕 二〇二	專檢 二〇一	夕 七〇〇一	夕 五八	夕 五七〇一	夕 五七〇一	夕 五五〇四	
四〇一		四〇二	四〇二	二三 二〇二	四〇二	四〇二	四〇二	二〇二	四〇一	四〇二	四〇二	四〇二	
地方長官		大 臣	大 臣	府県知事	大 臣	大 臣		大 臣	地方長官	大 臣	大 臣	大 臣	
			告 大臣二報				法ヲ除ク 維持ノ方	名称 位置 法ヲ除ク 維持ノ方					位置ノ 更ヲ除ク

	中等学校教員					書科教	人法係関省部文							設立
設立廃止	採用 無資格教員ノ制限外	ノ 変更 同右ノ学則其ノ他	許可学校 実業教員無試験検定	ノ 変更 同右ノ学則其ノ他	許可学校 中等教員無試験検定	教員検定受験資格認 定学校ノ学則変更	數、定価等ノ 変更 広告シタル図書ノ冊	入金	一時借入金以外ノ借 解散ノ場合ノ財産廻	分 棄	財產処分及新ナル義	定款寄附行為ノ 変更 務負担又ハ権利ノ拋	民法二八〇二 法人四	民法二四 法人一
國令 七	無免 四	実六 二	実檢 六〇五	中無 八	中檢 七〇二	教檢 三	教科 七	法人 五	民法七二〇二	法人 五	法人 五	四〇一 四〇一	四〇一 四〇一	
四〇一	四〇一	四〇二	四〇二	四〇二	四〇二	四〇二	四〇二	四〇一	四〇一	四〇一	四〇一	四〇一 四〇一	四〇一 四〇一	
地方長官	大 臣	大 臣	大 臣	大 臣	大 臣	大 臣	地方長官	地方長官	地方長官	地方長官	地方長官	地方長官 ノヲ除ク(同)	地方長官 ノヲ除ク(同)	
							ヲ除ク(同)	特殊ノモノ ヲ除ク(同)	特殊ノモノ ヲ除ク(同)	特殊ノモノ ヲ除ク(同)	特殊ノモノ ヲ除ク(同)	特殊ノモノ ヲ除ク(同)	特殊ノモノ ヲ除ク(同)	

書類 重要度	宝 国			宗 教 团 团 体						図 書 館			中 央 図 書 館 の 指 定		
	輸出又ハ移出	寺有國宝ノ模写模造又ハ其ノ承認	寺有國宝ノ出陳又ハ寺院外搬出	寺院ノ国宝管理者	設計仕様、着手時期、竣成期限ノ変更	解散教派等ノ清算終了	解散教派等ノ合併又ハ解処分	解散教派等ノ合併又ハ解処分	管長、教団統理者ノ就任	トナルトキ	非法人教団等ガ法人	教規、宗制、教団規定ノ変更	設立	教派、宗派、教団ノ備経営二関スル事項	道府県立及中央図書館以外ノ図書館ノ設置者ノ変更
重美一	タ 二七	タ 二五	国規二二	国宝一二〇但	タ 三一	宗令二九	タ 五〇一	宗法四〇四	タ 三〇三	タ 三〇一	宗法二〇一	タ 二〇一	タ 二〇一	タ 一〇	タ 一〇
四〇二	四〇二	四〇二	四〇二	四〇二	四〇二	四〇二	四〇二	四〇二	大	大	大	大	大	四〇一	二〇二
大臣	大 臣	大 臣	大 臣	大 臣	大 臣	大 臣	大 臣	大 臣	大 臣	大 臣	大 臣	大 臣	大 臣	地方長官	地方長官
													告 大臣二報		大臣二報

備考

一、本表中根拠条項ニ関スル法令略符左ノ如シ
国施—国民学校令施行規則

盲聾—公立私立盲学校及聾哑学校規程
幼施—幼稚園令施行規則
青施—青年学校令施行規則
中規—中学校規程
女規—高等女学校規程
実施—実業学校規程
専檢—専門学校入学者検定規程第十二条依ル指定ニ関スル規則
地方—地方学事通則
教令—教員保養所令

史蹟 名勝 天然 紀念 物	古墳発掘	
寺院 附 寄 院 ノ 寺 院	寺院等ノ法人ノ寄付 金募集ニシテ二府県 以上ニ涉ルモノ	現状変更、古墳発掘 ノ許可
史令 三〇二	寺院 三〇二	史令 三〇一
四〇一	四〇一	四〇一
地方長官	地方長官	地方長官

設立ノ件民法第三十四条ニ依リ許可ス

売買譲渡又ハ質権ノ目的ト為スコトヲ得ザルコト

年月日

文部大臣

案ノ二

年月日

文部省国民教育局長

知事殿

財団法人設立ノ件

月 日付 学第 号ヲ以テ御進達ノ標記ノ件本日別

ノ通指令相成リタル処右ハ左記事項ヲ履行スルコトヲ条件トシ

テ特ニ詮議相成タル儀ニ付此ノ旨御示達ノ上法人ノ事業經營上

万遺憾無キヲ期セラレ度

追テ基本金管理ニ関シ其ノ受託者ニシテ不適当ト認メタルトキ
ハ文部大臣(加筆・朱線)ハ之ガ変更ヲ命ズルコトアルベキニ付此ノ旨併セテ
御示達相成度

記

一、基本金 万円ハ確実ナル信託会社ニ信託ト為シ左ノ如キ条
項ヲ挿入シタル約款ヲ作成シ法人設立許可後三週間以内ニ

其ノ信託証書並ニ契約書ノ写ヲ提出スルコト

イ 信託契約期間内契約ノ解除又ハ契約期間終了後本信託
財産ノ受領ヲ為サントスルトキハ文部大臣(加筆・朱線)ノ承認ヲ受クル

コト

ロ 本契約ニ依ル受益権ハ文部大臣(加筆・朱線)ノ承認アルニ非ザレバ

二、信託金契約期間終了後ハ遲滞ナク契約ノ更新ヲ為シ其ノ信
託証書並ニ契約書ノ写シヲ添ヘ文部大臣(加筆・朱線)ニ報告スルコト

三、期間終了ノ際或ハ其ノ他止ムヲ得ザル場合ニシテ受託者ヲ
変更セントスルトキハ事前ニ文部大臣(加筆・朱線)ノ承認ヲ受クルコト

案ノ三

本謄本ハ原本ト相違ナキコトヲ認証ス

年月日

文部省

〔抹消〕

案ノ二

年月日

文部省

注意 一、認証用謄本ハ書類末尾ニアリ

二、認証形式ハ前例ニヨル

三、本案ハ別途申請

高等女中学校ノ設置認可ト同時施行ノコト

備考

〔雛形〕(加筆)

財団法人 寄附行為

第一条 本法人ハ財団法人

第一章 総則

ト称ス

第二条 本法人ノ事務所ヲ

第二章 目的及事業

番地ニ置ク

第三条 本法人ハ中等学校令ニ基キ教育勅語ノ旨趣ヲ奉体シ
皇國ノ道ニ則リ男子（女子）ニ須要ナル高等普通教

育（又ハ実業教育）ヲ施シ国民ノ鍊成ヲ為スヲ以テ

目的トス

第四条 本法人前条ノ目的ヲ逐センカ為〔高○○女○〕〔抹消〕学校ヲ維持

經營ス

第三章 資産及会計

第五条 本法人ノ資産ハ左ノ如シ

- 一、別紙財産目録記載ノ動産及不動産
- 二、本法人ノ事業ヨリ生スル収入
- 三、将来取得スヘキ寄附金、補助金
- 四、其ノ他ノ収入

第六条 本法人ノ資産ヲ分チテ基本財産及普通財産ノ二種ト

基本財産ハ別紙財産目録中第一号ノ資産及将来基本

財産ニ編入セラレタル資産ヲ以テ構成シ基本財産以外ノ資産之ヲ普通財産トス 但寄附金ニシテ当該寄附者ノ指定アルモノハ其ノ指定ニ従フ

〔前項基本財産中基本財産ハ設立当初ハ二万円ニシ昭和十六年度ニ於テ設立者ハ更ニ一万円ヲ積立ツルモノトス〕

第七条

本法人ノ基本財産中現金ハ理事会ノ議決ニ依リ確実

ナル有価証券ヲ購入スルカ又ハ郵便貯金若ハ確實ナル信託会社ニ信託トナシ或ハ銀行預金トナシ理事長之ヲ保管ス

第八条 基本財産〔^{〔加筆〕}〕元本ハ之ヲ費消シ又ハ換保ニ供スルコ

トヲ得ズ

但シ本法人ノ事業遂行上已ムヲ得ザル理由アルトキハ理事会ノ議決ヲ經〔抹消〕〔主務官庁〕〔^{〔加筆〕}都道府県知事〕ノ承認ヲ受ケ其ノ一部ニ限り之ヲ処分スルコトヲ得

第四章 経 費

第九条 本法人ノ目的タル事業ノ遂行ニ要スル費用ハ資産ヨリ生スル果実、入学考査〔^{〔加筆〕}料〕、授業料其他ノ普通財産ヲ以テ支弁スルモノトス

第十条 本法人ノ予算ハ毎会計年度開始前理事長ニ於テ之ヲ編成シ理事会ノ議決ヲ經ルモノトス

第十二条 本法人ノ決算ハ会計年度終了二箇月以内ニ理事長之ヲ作製シ財産目録及事業報告書ト共ニ監事ノ承認ヲ経テ理事会ノ認定ニ附スヘシ

本法人ノ決算ニ剩余金アルトキハ理事会ノ議決ヲ経テ其ノ一部若ハ全部ヲ基本財産ニ編入シ又ハ翌年度

ニ繰越スコトヲ得

第十三条 収支予算ヲ以テ定ムルモノヲ除ク外新ニ義務ノ負担ヲナシ又ハ権利ノ拋棄ヲ為サントストキハ理事會ノ議決ヲ經テ〔^{〔抹消〕}主務官庁〕〔^{〔加筆〕}○○都道府県知事〕ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス予算内ノ支出ヲ為ス其ノ会計

年度内ノ収入ヲ償還スル一時借入金以外ノ借入金ニ付亦同シ

第十三条 本法人ノ会計年度ハ〔^{〔加筆〕}毎年〕四月一日ニ始マリ翌年

三月三十一日ニ終ル

第五章 役員

第十四条 本法人ニ左ノ役員ヲ置ク

理事 ○名 (理事長一名)

監事 ○名

評議員 ○名

第十五条 理事及監事ハ評議員会ニ於テ選任シ理事ハ互選ニヨリテ理事長一名ヲ定ム 但シ理事中〔○〕〔一〕名ハ

○○学校長〔^(抹消)左ノ〕職ニアルモノヲ以テ之ニ充ツ

理事〔^(加筆)ノ〕就任ニ付テハ〔文部大臣〕〔^(抹消)○〕都道府県

知事ノ認可ヲ経ルコトヲ要ス 〔但シ前項〕〔前項理

事ハ其ノ認可ノ取消アリタル場合ハ任期中ト雖モ

退任スルモノトス

第十六条 評議員ハ学職希望アルモノ又ハ本法人ニ功劳アル者ノ中ヨリ理事会ニ於テ選任ス

第十七条 理事長ハ本法人ノ事務ヲ總理シ本法人ヲ代表シ総

テ會議ノ議長トナル 理事長事故アル場合ハ理事長

指名ノ理事其ノ職務ヲ代行ス

第十八条 本法人ノ役員ノ任期ハ五年トス 但シ再任ヲ妨ケ

ス 捕欠ニヨル役員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

第十九条 役員ハ其ノ任期満了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄ハ仍亦其ノ職務ヲ行フ

第二十条 監事ハ民法第五十九条ノ職務ヲ行フ

第六章 会議

第廿一条 理事会ハ理事ヲ以テ組織ス

理事会ハ理事長ニ於テ必要ト認メタルトキ之ヲ招集

ス

第廿二条 理事会ハ理事ノ半数以上出席スルニ非レハ會議ヲ開クコトヲ得ス 但シ書面ヲ以テ他ノ理事ニ委任シ

タルモノハ出席者ト看做ス

理事会ノ議決ハ出席者ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス 可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第廿三条 評議員会ハ評議員ヲ以テ組織シ本法人ノ重要ナル事項ヲ審議ス

第廿四条 評議員会ノ招集及開会、議決ニ關シテハ第廿一条第二項及ビ第廿二条ノ規定ヲ準用ス

第七章 寄附行為ノ変更並ニ解散

第廿五条 本寄附行為ハ理事四分ノ三以上ノ同意ヲ得且〔主務官厅〕〔^(加筆)○○^(加筆)都道府県知事〕ノ認可ヲ得ルニアラサレハ変更スルコトヲ得ス 〔但シ第三条、第四条、

第十四条、第十五条、第二十六条及第二十七条ノ変更ハ文部大臣ノ認可ヲ得ルヲ要ス〕

〔^(加筆)〕第廿六条 本法人ノ解散ハ全員ノ同意ヲ得且〔主務官厅〕〔^(抹消)文部大臣〕ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

〔^(加筆)〕第廿七条 本法人解散ノ場合ニ於ケル残余財産ハ理事全員ノ同意ヲ得タル上〔主務官厅〕〔^(加筆)文部大臣〕ノ許可ヲ得

テ之ヲ处分ス

第八章 附則

第廿八条 本寄附行為施行ニ関スル細則ハ理事会ノ議決ヲ経

テ別ニ之ヲ定ム

第廿九条 本財団法人設立当初ニ於ケル理事及監事左ノ如シ

理事（理事長） 何 某

理事 何 某

(注記2)
〔~~神麻~~〔抹消〕〔施行前要再回〕」
〔~~印~~〕（簿冊内件名番号）
(注記3)
「記録掛 22.7.4 受領」

(注記4)

「第三条（目的）

第四条（事業）

第十四条（役員）〔~~抹消~~〔加筆〕〔理事〕〕〔~~理事~~〕

第十五条（ノ構成）

第二十六条（解散並ニ）

第二十七条（財産処分）」

(下札)

(曾我)〔~~印~~種別〕〔~~抹消~~〔~~△~~〕ノ一ノ聯繫〔~~△~~〕り一ノ登録追加ノ件名各地方

長官〔~~宛~~〕〔~~△~~通牒〕財団法人ノ理事就任等認可ニ関スル件ノ番

号ノ結了年月日昭一九八一ノ保存年限ノ枚数」

〔自大13年至昭22年 法人総規〕〔文部省~~印~~3A.32—7.2507〕

(注記4)
号
定
裁
月 日 文書課長
送
9月25日 起案者
(神麻)
〔~~印~~〕
昭和十九年九月三十一日起案
中等教育課長
(岡田)
〔~~印~~〕
案
年 月 日
各内政部長宛
課長
財団法人ノ理事就任等認可ニ関スル件

八月一日発國四五六号ニ基ク標記ノ件ニ關シ追書ヲ以テ添附シタル寄附行為中第二十七条逸脱シタルニ付二十六条トシテ左ノ一条ヲ加ヘ現第二十六条ヲ第二十七条ト訂正相成度

記

第二十六条 本法人ノ解散ハ理事全員ノ同意ヲ得且主務官庁ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

(注記1)